

一 平成29年度事業活動概況

わが国経済は、企業収益の拡大に加え、雇用や所得環境の改善が続くなかで個人消費や民間投資が持ち直すなど、緩やかな回復基調が続いている。一方、地方経済は未だ厳しい状況にあり、特に中小企業では、生産年齢人口の減少に伴う人材不足や大企業との生産性の格差など構造的な課題に直面している。

納税環境においては、政府が行政コストの削減に向けた取り組みを進める中、国税庁はe-Taxにおける添付書類のイメージデータ提出の利用拡大や所得税のプレプリント申告書の送付の見直しなど、税務手続のICT化に向けた施策を推進している。

また、金融の分野では、ブロックチェーンを用いた取引など新たな技術を利用した環境が一部で浸透する中、これら技術の発展やAIを活用した将来予測が盛んに報道された。

このような状況の下、本会では、次なる税理士法改正に向けた検討を進めるとともに、税制改正建議等を通じて、本会意見を関係官庁に要望するなど、納税者の信頼に応えうる税理士制度の確立に向けて、次のとおり積極的な事業活動を展開した。

1 次なる税理士法改正に向けた取り組みについて

次なる税理士法改正に向けた取り組みについて、制度部は、次世代を担う若年層にとって魅力ある税理士制度の維持・発展を図る観点から検討を行い、その結果を平成29年6月に「あるべき税理士制度の構築へ向けた制度部意見～魅力ある税理士制度の構築を目指し～」として取りまとめた。

この意見を参考にしたうえで、平成29年9月、会長から制度部に対し、「次期税理士法改正に向けた検討について」を諮問し、これを受けて制度部は、社会環境の変化や税務行政のスマート化構想等を踏まえたうえで論点の抽出作業を行い、適宜、正副会長会構成員に検討状況を報告し、意見交換を行った。

2 対外広報の強化及び若者の税理士への関心を促すための施策について

対外広報については、社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的として、親しみやすく身近な税の専門家というイメージの定着を図る基本方針に基づき、統一キャラクターにホラン千秋氏、訴求メッセージを「税理士は、あなたの頼れるパートナー」として、税理士の使命と仕事について日刊紙等への広告を通じて紹介した。

また、税理士会の施策等を報道関係者に発信していくことを目的として、7月18日、報道関係者との懇談会を「平成30年度税制改正に関する建議書について」をテーマとして開催した。

さらに、本会及び税理士会並びに税理士のPRのため、映画「家族はつらいよ2」とタイアップを行った。

若者の税理士への関心を促すための施策については、学生等へのPR活動を強化し、学生向けパンフレット「税理士って？」を改訂し、増刷を行うとともに、「マイナビ学生の窓口」などのWeb広告により、若者をターゲットとした広報を展開した。また、若者が将来の進路を決める時期に職業としての税理士を知ってもらうため、高校生向け職場見学会の実施に向けた検討を進めた。

3 税制改正への対応について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、適正な事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の5つの基本的視点から検討し、「平成30年度税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁など関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、平成30年度税制改正において、事業承継税制における適用要件が大幅に緩和されたほか、所得拡大促進税制の基準年度方式の廃止、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）へのマイナンバー記載の見直しなどの建議項目が実現した。

このほか、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式、償却資産課税のあり方、小規模企業等に係る税制のあり方、特定調停スキーム（廃業支援型）に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いなどについて、関係省庁と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

4 研修への取り組みについて

平成29年4月より運用を開始した研修受講管理システムについて、税理士会からの要望事項等に基づき改修作業を進めた。

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。全国統一研修会は、会員数、地域的特性及び税理士会における事情等を勘案し、延べ101会場において実施した。登録時研修は、税理士の登録を受けた日から1年以内の者及び登録時研修未受講者を対象とし、全国22会場で3日間にわたり実施するとともに、未受講者に対して、未受講に関する理由書の提出を求めた。マルチメディア研修は、「マイナンバー」、「民法（債権法）」、「職業倫理」等、時宜に適った5テーマを収録し、研修ホームページ上にそれぞれ配信した。その結果、平成30年3月末日現在の研修ホームページから配信している研修は合計106本、配信時間は277時間となった。

また、研修諸規則の一部見直しを行い、共催、協賛、後援等に係る実施要領を新たに定め、税理士会において統一的な運用が図られよう措置した。

なお、登録時研修について、中長期的な視点で今後のあり方の検討を進め、現状の問題点の整理を行うとともに、関東4会における相互受講の可能性等について税理士会との協議を実施した。

5 中小企業支援施策の取り組みについて

平成29年度税制改正において、中小企業経営強化税制の創設、取引相場のない株式の評価に関する見直し等といった改正がなされた。これら中小企業・小規模事業者に関係する内容を中心に平成29年度税制改正等の解説DVDを作成し、税理士会へ配付するとともに、研修ホームページから配信した。

事業承継については、本会及び税理士会が、会員が行う事業承継への支援施策について検討を進め、

「事業承継に係る取り組みについて」を取りまとめたほか、国の事業承継施策や税理士会の取り組み等の周知を目的として研修を実施した。また、中小企業支援施策を実効性あるものとするために、中小企業庁と緊密に連絡を取り、中小企業庁長官をはじめとする幹部との懇談会及び担当者による意見交換会を開催し、互いの施策への理解を深めた。

「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストについて、正しい活用を周知するためのリーフレットを作成し、税理士会へ配付した。

会計参与制度への対応として、平成18年に策定した「会計参与制度の手引き」について、関係法令の他、定款の目的の取扱い変更等に伴う見直し作業を進めた。

6 租税教育への取り組みについて

租税教育等事業の中心である租税教室は、全国での開催数が順調に増加しており、一層の普及推進と講師の水準維持のために発行している「租税教育講義用テキスト」の改訂や「租税教育副読本パワーポイント版〔ゲーム編〕」及び同教材を使用したモデル授業ビデオを制作・公開したほか、「租税教育副読本『税って何かな?』」や「同点字版」、「同音声D A I S Y版」を増刷するなど、教材の充実を図った。

さらに、特別支援学校でも普通学校と同様に租税教室を行うための環境整備として、「盲学校における租税教室モデル授業ビデオ」を制作・公開し、さらに聾学校におけるモデル授業の撮影を行った。

また、将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を、平成29年度は新たに岐阜大学、三重大学、長崎大学、北海道教育大学、千葉大学の5大学に開設したほか、今後の新規開設を目指して大学に対し積極的に働きかけを行った。併せて大学における租税法に関する教育・研究活動を助成し、健全な納税者意識を持つ国民の育成、税理士制度を正しく周知することを目的とした寄附講座を、平成29年度は8大学に開設した。

このほか、本会は租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）に賛助会員として参画して連携に注力しており、平成29年11月17日の総会に出席するとともに、さいたま市で開催された中央租推協主催の租税教育に関するシンポジウムに参加した。同シンポジウムは、税理士を含む342名が参加し、「租税教育の充実について」をテーマとしたパネルディスカッションが行われ、本会もパネリストとして参加した。

7 社会保障・税番号制度への対応について

社会保障・税番号制度について、税理士事務所等において特定個人情報等が適切に取り扱われ、同制度が円滑に運用されるよう各種施策を実施した。

平成29年5月30日から改正個人情報保護法が施行され、全事業者に安全管理措置等の義務が課されたこと等を踏まえ、個人番号の適正な取扱いをテーマにしたマルチメディア研修を配信した。

また、個人事業主がeLTAXを通じて「給与支払報告書、退職所得の納入申告に係る申告書、償却資産課税に係る申告書、事業所税に係る申告書」を提出する場合、平成30年以降の個人事業主本人の番号確認についての取扱いが変更となったことに伴い、税務当局における税務代理人の本人確認書類を示した一覧表の変更を行った。

8 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀粛正の徹底を求める記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

さらに、国税庁が公表した「税理士法違反行為Q&A」について、綱紀事案の未然防止に有用であることから、国税庁の協力のもと解説DVDを作成し、税理士会に配付するとともに、研修ホームページから配信し、会員への周知を図った。

9 税務支援事業への対応について

独自事業については、東日本大震災、熊本地震及び平成29年7月に発生した九州豪雨の被災者に対し、それぞれ税理士会との共催による無料税務相談を実施した。

受託事業については、平成28年度の受託事業の実施結果を踏まえ、平成29年度に向け9項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課に提出し、同課より要望事項に対する回答を徴した。また、番号制度導入に伴う納税者の個人番号の取扱いについて協議し、国税庁が作成する「番号制度に関する質疑応答集～税務支援事業編～」の改訂作業に協力するとともに、改訂版の周知を図った。

協議派遣事業については、全国商工会連合会と定例協議会を開催し、情報交換及び相互理解に努めた。

10 電子申告制度の利用促進及び第四世代税理士用電子証明書の発行について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税務の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税電子化協議会に提出した結果、平成30年1月にダイレクト納付について複数の金融機関の口座登録が実現した。

また、平成30年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

税理士用電子証明書については継続的に取得推進を図り、第三世代税理士用電子証明書の有効期間満了に伴う第四世代税理士用電子証明書への移行を概ね終えることができた。この結果、平成30年3月末日の第四世代税理士用電子証明書の取得会員数は60,147名、取得率は77.84%となった。

11 熊本地震及び東日本大震災への対応並びに大規模災害発生時の対応について

平成29年4月より、災害対策本部が東日本大震災及び平成28年熊本地震に関する事項を取り扱うこととしたうえで、東日本大震災への対応について、東北税理士会及び同会福島県支部連合会との共催により、平成30年1月26日及び1月27日の2日間、2会場において、原発事故による被災者を対象とした無料税務相談を実施し、延べ37名の納税者の相談に応じた。また、平成28年熊本

地震への対応として、平成30年2月24日及び25日の2日間、15税理士会との共催による無料税務相談を実施し、延べ169名の納税者の相談に応じた。

平成29年7月に発生した九州豪雨による被災者に対し、12月13日～15日の3日間、九州北部税理士会との共催による無料税務相談を実施し、延べ132名の納税者の相談に応じた。

この他、近年の災害の激甚化や想定される大規模地震等を踏まえ、内閣府の支援を得て、事業者の災害への備えに官民一体で活動する新たな枠組みを構築するにあたり、本会が構成員となる「防災経済コンソーシアム」が平成30年3月23日に設立された。

1.2 書面添付制度の普及、定着について

書面添付制度の普及・定着方策については、国税庁に対し、引き続き本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を設けることを要望したほか、税理士会と国税局、支部と税務署との間の協議を円滑に進めるため、国税局及び税務署に対する適切な指示及び指導方を併せて要望した。また、全国における同制度の運用状況に関する情報収集を行い、その結果を踏まえ、今後の国税庁との協議方針について検討した。これらの状況を受け、普及定着方策の一つとして、国税庁の協力のもと書面添付制度に関するマルチメディア研修を実施し、研修ホームページから配信するとともに、研修を収録したDVDを税理士会に配付した。また、添付書面の作成を補完するツールとして「業務チェックリスト（贈与税用）」の検討を進めた。

1.3 規制改革への対応について

平成28年2月に12か国が署名したTPP12協定は、平成29年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP協定の一部を凍結したうえで、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の大筋合意に至り、平成30年3月に署名が行われた。

このTPP11協定において、税理士制度に係る箇所については凍結事項となっておらず、TPP12協定の内容がそのまま採用されることから、将来的な税理士制度・税理士業務への影響や今後の対応等について注視した。

1.4 税務相談体制の充実について

本会及び公益財団法人日本税務研究センターの共催、全国税理士共栄会の支援により運営している「税務相談室」について、引き続きその周知に努めた。

当該相談室の平成29年度実績（平成29年4月～平成30年3月）は、総開室日数233日において、総計9,169件（一日平均39件、相談者別内訳：税理士4,511件、一般4,658件、税目別内訳：法人税2,221件、所得税2,490件、資産税3,633件、消費税571件、その他254件）であった。

15 公益活動への対応について

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、市町村が策定に努めることとされた成年後見制度利用促進基本計画の検討状況を調査するため、税理士会の管轄区域の主要な市町村等を訪問し、中核機関の設置・運営等に関する情報収集及び参画に向けた働きかけを行うよう、税理士会に協力を求めた。また、本会及び税理士会の成年後見制度に対する取組状況等への理解を深めることを目的に、成年後見制度の関係機関である最高裁判所や先進自治体を表敬訪問した。

また、平成26年度から継続している成年後見に関する無料相談について、引き続き税理士会との共催により全国で実施し、広く市民からの相談に応じるとともに、税理士による成年後見制度への参画について周知したほか、平成29年4月に成年後見指導者養成研修を実施し、成年後見人等養成研修に関する研修教材を税理士会に提供した。

地方公共団体の監査制度については、基礎研修履修者を対象に3日間の実務研修を実施した。

政治資金監査制度については、政治資金規正法上の監査実務の円滑な遂行をサポートするとともに、税理士会における指導者を養成することを目的として政治資金監査指導者研修を実施した。

このほか、平成29年4月1日の改正社会福祉法の施行に伴い、平成30年2月1～2日に社会福祉法人制度改革に関する研修を実施したほか、改正行政不服審査法施行に伴い、多くの税理士が審理員及び第三者機関委員に登用されているため、就任者及び就任を希望する会員が実務を行う際に参考となるテキストの作成作業を進めた。

16 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）への支援及び諸外国の税制に関する情報収集について

平成29年10月に開催されたAOTCAマニラ会議に国際部構成員等の関係役員が出席し、併せてAOTCA専門委員会において川田国際税務情報研究会会長代理が委員長に選任された。また、インターナショナル・タックス・カンファレンスでは、各国の税制改革と題するセッションにおいて、小倉国際部副部長が日本の中小企業の税制について講演した。

国際交流事業については、平成29年4月に神津会長他関係役員がインドネシアを訪問し、インドネシア税理士会と友好協定を締結するとともに、今後の同国における職業法の制定を見据えて税理士制度に関する合同セミナーを開催し、日本の税理士制度の普及・理解促進に努めた。また、平成31年10月の消費税率引上げを踏まえ、ニュージーランドを訪問し、同国のGST制度の運営状況等について視察調査を行った。

平成30年2月に開催された韓国税務士会との第21回定期懇談会では、韓国における弁護士に対する税務士資格の自動付与廃止に係る税務士法の改正など、両会における諸課題について意見交換を行った。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。